

特恵関税適用除外措置及びそれに伴う
関税率の見直し

平成30年11月6日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

特恵関税適用除外措置及びそれに伴う個別品目の関税率の見直し

1. 特恵関税適用除外措置

(1) 特恵関税制度の概要

特恵関税制度は、開発途上国の経済成長を促進させるため、開発途上国の産品に対して、一般の税率より低い関税率（特恵税率）を適用する制度である。特恵関税制度の対象は138か国（地域を含む。以下同じ。）であり、これらの国のうち、後発開発途上国（LDC）47か国に対しては、特別特恵関税制度として、より低い税率を適用するなどの特別措置を講じている。

(2) 適用除外要件

特恵関税制度は、昭和46年の導入以降、必要に応じて改正を行っており、直近では平成29年度に全面適用除外措置（全面卒業）及び部分適用除外措置（部分卒業）について適用除外要件の見直しを行った。新要件での卒業実施時期については、制度の十分な周知を図るとともに、関係者が必要な対応をとれるよう、部分卒業は平成30年度、全面卒業は平成31年度から適用することとしているところ、具体的な適用除外要件は以下のとおり。

ア 全面適用除外措置（全面卒業）

3年連続して①世界銀行統計の「高所得国（注1）」に該当した国、又は、②世界銀行統計の「高中所得国（注2）」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上を満たした国については、先進国並みの経済発展を遂げた国として特恵対象から除外。なお、平成29年度の適用除外要件見直しによって追加された②については平成31年度から適用。

（注1）1人あたりの国民総所得（GNI）が12,236ドル以上の国（2016年）

（注2）1人あたりの国民総所得（GNI）が3,956ドル以上～12,235ドル以下の国（2016年）

イ 部分適用除外措置（部分卒業）

全面卒業までの経過措置として、前年に上記の①又は②に該当した国について、一定の基準を満たした国際競争力の高い品目に限定して、1

年間特惠対象から除外（次年度も引き続き要件を満たしている場合、本措置を延長）。具体的には、ある特惠受益国（LDCを除く。）の品目であって、「輸入額が 10 億円超」、かつ、「同一品目の全世界からの日本の総輸入額に占める当該国の割合が 25%超」であるものについて特惠対象から除外。

ウ 国別・品目別特惠適用除外措置

開発途上国の産品であっても、国際競争力の高いものについては、3 年間特惠対象から除外（3 年後も引き続き要件を満たしている場合、本措置を延長）。具体的には、ある特惠受益国（LDCを除く。）の品目であって、過去 3 年間、「総計輸入額が 45 億円超」、かつ、「同一物品の全世界からの日本の総計輸入額に占める当該国の割合が 50%超」であるものについて特惠対象から除外。

（3）平成 31 年度の特恵適用除外措置の適用

ア 全面適用除外措置（全面卒業）

直近の統計データ（平成 28 年～平成 30 年分）によれば、上記の要件に該当したのは、中国、メキシコ、タイ、マレーシア及びブラジルの 5 か国（すべて新要件である②に該当したことによるもの）。

イ 部分適用除外措置（部分卒業）

直近の統計データ（平成 30 年分）によれば、上記の要件に該当する国、品目は存在しない。

ウ 国別・品目別特惠適用除外措置

直近の統計データ（平成 28 年～平成 30 年分）によれば、上記の要件に該当したのは、アルゼンチン産のグリーンソルガム（播種用以外のもの、飼料用以外のもの）。

2. 特惠関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

（1）総論

特惠対象から除外される品目については、特惠税率が適用されなくなることにより、当該品目に関連する我が国の産業に影響を与える可能性がある。こうした影響等を踏まえ、下記（2）ア～エに掲げた 4 項目について基本税率を無税化する要望が、同オに掲げた 1 項目について暫定税率によ

り無税化する要望がなされている。

(2) 検 討

ア ナフトール及びその塩^{えん}

ナフトール及びその塩は、主に合成樹脂である液晶ポリマー（以下、「LCP」）製造に使用されるLCP用モノマーの一種である2-ヒドロキシ-6-ナフトエ酸の原料である。LCPは主に精密成型に使用され、電気・電子機器の部品（コネクタ、スイッチ類、ハードディスク部品、モーター部品）や光学部品（カメラモジュール）等の製造において樹脂部品として使用される。

ナフトールについては国内生産者が存在せず、全量を輸入に依存しており、かつ輸入の約6割を中国産ナフトールが占めている。平成30年4月の特惠適用除外措置により、中国産のナフトール及びその塩は、特惠無税に代えて、3.9%（協定税率）の関税が課されることとなった。

国内には輸入されたナフトールを原料としてLCP用モノマーを製造する事業者が存在するところ、中国産の日本への輸入価格が年々低下（平成27年度：13.8ドル/kg、平成28年度：11.9ドル/kg、平成29年度11.6ドル/kg）する中、LCP用モノマー生産に係る変動費の約5割を占めるナフトールへの関税賦課により、国産の価格競争力が低下している。こうした状況を受けて、仮にLCP用モノマーの国内生産が衰退した場合、安定供給構造が失われ、国内LCPメーカーの競争力にも影響を及ぼすことが考えられる。

以上を勘案すると、LCPメーカー等の国際競争力維持のためには、ナフトール及びその塩の基本税率（4.6%）を無税化することが適当であると考えられる。

イ ビニレンカーボネート／フルオロエチレンカーボネート／ジエチルカーボネート／エチルメチルカーボネート／プロピレンカーボネート

ビニレンカーボネート（VC）、フルオロエチレンカーボネート（FEC）、ジエチルカーボネート（DEC）、エチルメチルカーボネート（EMC）及びプロピレンカーボネート（PC）（以下、「当該品目」）は、主にリチウムイオン電池（以下、「LiB」）用電解液の原料として使用さ

れている。L i Bについては、携帯型電子機器（パソコン、携帯電話等）、電気自動車・ハイブリッド車の車載用電池、産業用・家庭用大型蓄電池といった幅広い用途があり、特に近年では環境車の需要増加により、車載用電池としての生産拡大が見込まれている。

当該品目については国内生産者が存在せず、V C、F E C、D E C、E M Cの全量を、P Cの約8割を中国に依存している。平成30年4月の特惠適用除外措置により、中国産の当該品目は、特惠無税に代えて、3.9%（協定税率）の関税が課されることとなった。

現状、当該品目への関税賦課に伴うコスト増は車載用電池といった最終製品への価格転嫁が難しく、国内L i B電解液メーカーが負担している状況にある。さらに、中国において、L i B産業を保護・育成する政策方針が打ち出されており、今後、中国産L i Bメーカーとの国際競争が激化することが予想される。

以上を勘案すると、L i Bメーカー等の国際競争力維持のためには、当該品目の基本税率（4.6%）を無税化することが適当であると考えられる。

ウ クリスタルバイオレットラクトン

クリスタルバイオレットラクトン（以下、「C V L」）は、感圧紙の原料として使用される染料である。感圧紙は、筆圧による印字で一度に複数枚の複製を作成することができ、公共機関や銀行の各種申込用紙、宅配便の伝票、送り状等に用いる紙として使用されている。

C V Lについては国内生産者が存在せず、全量を中国からの輸入に依存している。平成30年4月の特惠適用除外措置により、中国産のC V Lは、特惠無税に代えて、3.1%（協定税率）の関税が課されることとなった。

現状、C V Lへの関税賦課に伴うコスト増は、国内製紙会社への販売を行っている輸入者が負担しているが、今後かかるコスト増が価格転嫁されれば、国産感圧紙価格の上昇は避けられない。さらに、C V Lの輸入先である中国における環境規制の影響で、平成30年（見込み）のC V L価格が上昇（対前年比約30%増）するなど、国産感圧紙の価格競争力が低下している。

以上を勘案すると、感圧紙メーカーの国際競争力維持のためには、C V Lの基本税率（4.6%）を無税化することが適当であると考えられる。

エ ポリトリメチレンテレフタレート

ポリトリメチレンテレフタレート（以下、「P T T」）は、バイオテクノロジーを用いて製造する植物由来のポリエステルで、主に繊維製品に使用される。P T Tを原料とする繊維（以下、「P T T繊維」）は、ストレッチ性や着用快適性がエンドユーザーに好まれており、今後、スポーツ・アウトドアをはじめとする高機能衣類等の材料として幅広く利用されていくことが見込まれている。

P T Tについては国内生産者が存在せず、ほとんどを中国からの輸入に依存している。平成30年4月の特惠適用除外措置により、中国産のP T Tは、特惠無税に代えて、3.1%（協定税率）の関税が課されることとなった。

近年、海外の安価な繊維製品が国内市場に浸透する中で、コスト削減の観点から、一部の国内繊維メーカーが生産拠点を海外へシフトする等、産業の空洞化が懸念される状況にある。こうした状況において、P T Tへの関税賦課に伴うコスト増は国内繊維業の価格競争力の低下のみならず、産業空洞化の動きを加速しかねない。

以上を勘案すると、繊維メーカー等の国際競争力維持のためには、P T Tの基本税率（4.6%）を無税化することが適当であると考えられる。

オ バイオポリエチレン

ポリエチレンは、ゴミ袋やラップフィルム等に用いられる汎用プラスチックの一つとして国内に浸透している。ポリエチレンはバイオマスを原材料として製造することが可能であり、こうしたバイオプロセスを経たポリエチレン（以下、「バイオP E」）は、世界で唯一ブラジルにおいて製造されている。

バイオP Eについては国内生産者が存在せず、全量をブラジルからの輸入に依存している。現在、ブラジル産バイオP Eに対しては、特惠税率（有税）が適用されているが、平成31年4月の特惠適用除外措置により、6.5%（協定税率）が適用される予定である。

我が国は、地球温暖化対策のため、CO₂排出量の削減に有効な手法として、バイオマスプラスチックの普及促進を行っている。こうした中、本年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、バイオマスプラスチックを2030年までに年間197万トン導入する

との目標（2017年時点の国内使用量：約3.5万トン）が設定されたことを踏まえ、さらなる普及促進を図る必要がある。

バイオマスプラスチックの原料であるバイオPE（300円/kg）は一般石油由来のポリエチレン（170円/kg）と比べて高価格であるところ、特惠適用除外措置に伴う関税率の引上げは当該価格差をさらに拡大し、バイオPEの利用を阻害する要因となることから、バイオマスプラスチックのさらなる普及促進を図るため、バイオPEに適用される関税を現行の特惠税率の水準を下回る無税とすることが適当であると考えられる。

一方で、現在、輸入に依存しているバイオPEの国産化に向けた技術開発が進められており、将来、国産化が実現する可能性もあることから、基本税率ではなく、暫定税率による無税化が適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

上記2.（2）ア～エに掲げた4項目については、適用される関税（基本税率）を無税とすることが適当ではないか。

同オに掲げた1項目については、暫定税率により適用される関税を無税とすることが適当ではないか。